

平成 26 年 11 月 10 日
バンコク産業情報センター
中 野 秀 紀

一般調査報告書

タイでの会社設立について

当センターでは、これまでもタイへ進出を検討される方へ進出の手順等を紹介してきたところです。

進出を検討されるにあたり、市中の書籍、インターネット情報を参考にされる場合が多いと思いますが、個別論が充実している一方で開設の流れ全体がコンパクトに俯瞰できるようなものは意外に少ないものです。

また、設立手続きを専門家に依頼する場合も多いと思われませんが、おおまかな流れを事前に知っておき、経過を全体の流れの中で把握することが大切です。

今回は、海外進出が初めてで、タイで会社を設立するにはどんなステップだろう？と御興味をお持ちの方に向け、良くある御質問を踏まえつつ、会社設立のおおまかな流れを解説します。

事例として多く見られる、非公開株式会社(Limited Company)の設立、外国人事業法*によって禁止されていない事業であることを前提に解説します。

非公開株式会社(Limited Company)の形態は、各出資者が株式引受額を限度とする有限責任の形態で、設立手続き自体は、概ね 1 か月程度です。

(*外国人事業法：外国資本による事業規制を定めている。)

(大まかな流れ)

ステップ 1：商号予約
ステップ 2：基本定款の登記
ステップ 3：設立総会の開催
ステップ 4：設立登記（最終登記）
ステップ 5：税務関係
ステップ 6：銀行関係
ステップ 7：その他開業準備

+

左記ステップ 1 のスタートと同時に、物件区画予約、BOI 投資優遇*の申請を同時並行的に申請を開始するが多い

*平成 26 年 6 月号一般調査報告書を参照下さい。

提出書類は、全てタイ語です。通常は、現地法律事務所等の協力のもと手続きを進めていきます。

ステップ 1：商号予約

商務省で商号予約をします。発起人 1 名の氏名、住所、パスポートコピーが必要です。この予約は、設立登記（又は基本定款の登記）をするまで 30 日毎に更新する必要があります。

会社名ができれば会社印を発注します。直接にタイの街中のお店で安く作れます。商務省は、アルファベットに対してタイ文字を決めています。どうしても発音が一致しない場合も多いです。

ステップ2：基本定款の登記

(基本定款の主な内容)

会社名、所在地、事業目的の項目数、登記資本、株式数および1株あたりの額面金額、発起人の氏名・住所、職業、年齢、持ち株 等

民商法で、発起人は3名以上の個人、各発起人は最低1株の引受、全員の基本定款への署名が必要とされています。全員外国人(日本人)でもかまいません。

ステップ3：設立総会の開催

株式の引受が完了すると、以下の事項を設立総会で決議します。

- ・発起人の設立準備行為に関する承認
- ・付属定款の採択
- ・株式引受人の名簿の確認(氏名、引受株式数等)
- ・取締役、会計監査人(公認会計士であること)の選任と権限の取り決め 等

ステップ4：設立登記(最終登記)

- ・株主名、持ち株数等
- ・代表取締役、取締役の氏名、住所等
- ・会社住所
- ・付属定款(株主総会、取締役会等に関する会社規則)
- ・株式により得た初回資本金払込総額 等

ステップ5：税務関係

タイ財務省歳入局でVAT事業者として登録が必要。

また輸出・輸入を行う場合はタイ財務省関税局で通関者登録の手続きが必要です。

ステップ6：銀行間系

基本定款の登記後、設立登記前の段階で口座開設してくれることもありますが、通例は会社設立登記後に開設手続きを行います。

ステップ7：その他開業準備

(スタッフの雇用)

タイでは日本のように多職種の業務をこなすことができる人材は極めて希です。

職種別に募集し採用するのが一般的です。

秘書、営業、購買、経理(小規模の会社は会計事務所に委託も可能)
また、日系人材会社もタイでは多くあります。

(就業規則の作成)

10名以上雇用する雇用主は就業規則をタイ語で作成し労働省へ届ける義務があります。

(社会保険と労災補償基金の加入)

1名でも労働者を雇用したら、雇用者である会社は、30日以内に社会保険事務所で社会保険と労災補償基金の加入申請をしなければなりません。

(ビザ・ワークパーミットの申請)

	ビザ	ワークパーミット
意味	入国・滞在許可	労働許可
申請時期	渡航前	渡航後
管轄	タイ内務省移民局	タイ労働省雇用局
申請先	日本その他タイ国外にある大使館・領事館	タイ労働省雇用局 (BOI 投資奨励企業等は ワンストップサービス)

ワークパーミットの取得基本条件は、「払込資本200万バーツ以上」「日本人1名につきタイ人4名以上雇用」(*その他、適宜、最新情報をご確認ください。)

- ・外国人職業規制法にもとづく労働省省令において、そもそも外国人の就労を禁止している業務がありますのでご注意ください。(肉体労働、運転手、観光ガイド等。)

【最近の進出トレンド】

愛知県内企業のタイへの進出について、自動車関連企業でもニッチな分野の進出、工場運営に付随したソフトサービス、食品、伝統産品など多様化が進んでいます。

自動車関連企業を中心として、進出を検討される企業は、元受企業等を通じてタイから周辺国への輸出をにらんでいます。

是非、東南アジアへの進出を検討してみたいという方はバンコク産業情報センターをお訪ねください。

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

バンコク産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。